

平成27年第11回

島田市教育委員会定例会

平成27年11月27日

平成27年第11回島田市教育委員会定例会日程

日時：平成27年11月27日（金）午後2時00分～午後4時00分

会場：島田市役所金谷庁舎 第1会議室（2階）

1. 開 会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) 図書館課 (6) 文化課
6. 付議事項
 - (1) 島田市行政組織条例の一部を改正する条例に関する意見について
 - (2) 島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の廃止に関する意見について
 - (3) 小規模特認校終了後の中学校の指定について、区域外就学及び指定校変更許可の期限について及び通学区の調整について
7. 協議事項
 - (1) 島田市行政組織条例の一部を改正する条例について
 - (2) 島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の廃止について
 - (3) 平成28年度島田市の教育方針について
 - (4) 教育委員会に関する事務の点検・評価について
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
 - (1) 平成27年10月分の寄附受納について
 - (2) 平成27年10月分の生徒指導について
 - (3) 公民館活動について
 - (4) 平成27年度島田市芸術文化奨励賞受賞者について
 - (5) しまだ市民遺産審査委員会委員の委嘱又は任命について
 - (6) 島田市音響機材使用要領について
10. その他
 - ・会議日程について
 - 次回 第12回島田市教育委員会定例会
 - 日時 平成27年12月24日（木）午後2時00分～午後4時00分
 - 会場 島田市川根地区センター 研修室（2階）
 - 次々回 第1回島田市教育委員会定例会
 - 日時 平成28年1月 日（ ）午 時 分～午 時 分

11. 閉 会
会場 島田市役所金谷庁舎 第1会議室（2階）

教育部長報告

(1) 一般会計歳入歳出予算補正（11月市議会提案）

歳 出

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 8 文化事業費 (単位：千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
文化施設管理運営経費	市民会館等の解体工事の設計業務に要する経費	189,844	4,500	194,344

(2) 一般会計債務負担行為補正（11月市議会提案）

事 項	期 間	限 度 額
外国人英語指導委託	平成28年度から 平成30年度まで	42,000千円
スクールバス運行委託	平成28年度から 平成28年度まで	20,000千円
教員用教科書等購入	平成28年度から 平成28年度まで	25,000千円

事務事業報告

事 務 事 業 の 概 要

教育総務課

実 施（10月22日～11月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月22日	木	第10回教育委員会定例会	金谷庁舎
10月23日	金	第2回教育委員会に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会	〃
11月12日	木	第3回教育委員会に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会	〃
11月16日	月	教育委員会に関する事務の点検・評価に係る部課長会	〃
11月17日	火	静岡県市町教育委員研修会	静岡市（センチュリー静岡）
11月25日	水	第3回市町教育委員会委員長・教育長会	掛川市（県総合教育センター）
11月26日	木	第3回総合教育会議	市役所

予 定（11月27日～12月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月27日	金	第11回教育委員会定例会	金谷庁舎
12月中旬		第4回教育委員会に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会	〃

事 務 事 業 の 概 要

学校教育課

実施（10月22日～11月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所	
10月22日～ 10月23日	木 金	修学旅行（伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校）	伊久美地区	
10月23日	〃	文化祭（第二中学校、六合中学校、初倉中学校、金谷中学校）		
10月24日	土	文化祭（川根中学校）		
〃	〃	休日参観（初倉小学校）		
〃	〃	サタデーオープンスクール（参加者：20人）		
10月26日	月	代休（初倉小学校、川根中学校）		
10月26日～ 10月28日	〃 水	民間大使プログラム－インドネシアの学生2人と小学生との文化交流－		第二小学校・第一小学校、他
10月27日～ 10月28日	火 水	修学旅行（第二小学校、第四小学校、六合小学校）		
10月28日～ 10月29日	〃 木	修学旅行（初倉小学校）		伊久美地区 プラザおおるり
10月30日	金	遠足（伊太小学校）		
10月31日	土	休日参観（湯日小学校）		
11月4日～ 11月5日	水 木	修学旅行（第一小学校）		
11月7日	土	サタデーオープンスクール（参加者：29人）		
11月10日	火	小学校音楽発表会		
11月10日～ 11月11日	〃 水	修学旅行（大津小学校）		
11月11日～ 11月12日	〃 木	修学旅行（第五小学校、初倉南小学校）		
11月12日～ 11月13日	〃 金	修学旅行（湯日小学校、六合東小学校、金谷小学校）		
11月15日	日	学校祭（第三小学校、伊久美小学校）	金谷庁舎	
11月16日	月	代休（第三小学校、伊久美小学校）		
11月18日	水	第4回学校のあり方検討委員会 (参加者：15人)		
11月18日～ 11月19日	〃 木	修学旅行（五和小学校）		
11月18日～ 11月20日	水 金	勤労体験（第一中学校）		
11月21日	土	サタデーオープンスクール（参加者：20人）		伊久美地区

予 定（平成27年11月27日～12月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月27日	金	学校祭（相賀小学校）	金谷庁舎
11月28日	土	学校祭（第二小学校、第四小学校、神座小学校）	
〃	〃	サタデーオープンスクール（参加予定：20人）	伊久美地区
11月30日	月	代休（第二小学校、第四小学校）	
12月1日	火	平成27年度静岡県中学校学力診断調査	各中学校
12月3日～ 12月16日	木 水	小中学校図工美術展	プラザおおるり
12月5日	土	学校祭（六合小学校、大津小学校、初倉小学校、六合東小学校、金谷小学校、川根小学校）	
〃	〃	サタデーオープンスクール（参加予定：20人）	伊久美地区
12月7日	月	代休（六合小学校、初倉小学校、六合東小学校、金谷小学校、川根小学校）	
〃	〃	代休（第二小学校、六合東小学校）	
12月12日	土	学校祭（第一小学校、第五小学校）	
〃	〃	サタデーオープンスクール（参加予定：20人）	伊久美地区
12月14日	月	代休（第五小学校、五和小学校）	
12月18日	金	島田市学校保健委員会	金谷庁舎
12月19日	土	学校祭（伊太小学校）	
12月21日	月	二学期終業式（北中学校）	
12月22日	火	二学期終業式（第二小学校、第三小学校、大津小学校、相賀小学校、神座小学校、第一中学校、第二中学校、六合中学校、初倉中学校、金谷中学校、川根中学校）	

事務事業の概要

学校給食課

実施（10月22日～11月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月22日	木	親子ふれあい活動（参加者：64人） お年寄りとの交流会試食会	第三小学校
〃	〃	献立会議	中部給食センター
10月26日	月	老人とのふれあい会試食 （参加者：90人）	第二小学校
11月5日	木	物資選定会議	中部給食センター
11月13日	金	志太地区栄養士会視察研修	〃
〃	〃	家庭教育学級試食会（参加者：90人）	六合小学校
11月17日～ 11月19日	火 木	市民試食会 （参加者：106人）	中部給食センター
11月18日～ 11月20日	水 金	第一中学校生徒職場体験 （参加者：3人）	〃
11月19日	木	放射能検査	県教育センター
〃	〃	献立会議	中部給食センター
〃	〃	ふれあいサロン試食会（参加者：36人）	第三小学校
11月20日	金	ふれあいサロン試食会（参加者：40人）	〃
〃	〃	健康づくりセミナー見学会 （参加者：22人）	中部給食センター
〃	〃	民間委託連絡会	南部給食センター
11月25日	水	家庭教育学級試食会（参加者：63人）	五和小学校
〃	〃	家庭教育学級試食会（参加者：32人）	第五小学校
11月26日	木	地産地消推進連絡会	中部給食センター

予定（11月27日～12月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月27日	金	米飯及びパン委託工場実地調査	藤枝市富士物産(株)
12月2日	水	第四小学校家庭教育学級試食会 （参加予定：50人）	中部給食センター
12月3日	木	物資選定会議	〃
12月4日	金	家庭教育学級試食会（参加予定：50人）	金谷小学校
12月7日	月	放射能検査	県教育センター
12月15日	火	家庭教育学級試食会（参加予定：44人）	第三小学校
12月17日	木	献立会議	中部給食センター
12月22日	火	2学期給食最終日	

事務事業の概要

社会教育課

実施（10月22日～11月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月22日	木	幼児・児童をもつ親の講座（第3回） （参加者：24人）	金谷庁舎
10月22日～ 10月24日	〃 土	湯日小学校通学合宿（参加者：18人）	養勝寺
〃	〃	島一小学校通学合宿（参加者：39人）	島田高校修己館
〃	〃	大津小学校通学合宿（参加者：36人）	大津農村環境改善センター
10月23日	金	初めて0歳児をもつ親の講座2期A （第4回）（参加者：17組）	保健センター
10月24日	土	読み聞かせ実技講座（参加者：36人）	金谷公民館
〃	〃	はばたけリーダー2015！講義、グループワーク、閉講式 （参加者：9人）	〃
10月24日～ 10月25日	〃 日	六合コミュニティ文化祭 六合公民館共催（参加者：2,200人）	六合公民館
10月27日	火	初めて0歳児をもつ親の講座2期B （第4回）（参加者：14組）	初倉公民館
〃	〃	親学講座（就学時健診時に同時開催） （参加者：20人）	川根小学校
10月28日	水	第2回初倉公民館運営審議会	初倉公民館
〃	〃	親学講座（参加者：62人）	第五小学校
10月29日	木	幼児・児童をもつ親の講座（第4回） （参加者：20人）	金谷庁舎
〃	〃	親学講座（参加者：94人）	第一小学校
10月31日	土	乳児をもつ親の講座（第2回） （参加者：12組）	プラザおおるり
11月1日	日	さんのうまつり （参加者：3,000人）	大津農村環境改善センター
〃	〃	北部ふれあいまつり （参加者：600人）	北部ふれあいセンター
11月2日	月	親学講座（参加者：6人）	相賀小学校
11月4日	水	親学講座（参加者：59人）	初倉小学校
〃	〃	初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ フレンズまつり話し合い（参加者：30人）	初倉南小学校
11月5日	木	幼児・児童をもつ親の講座（第5回） （参加者：22人）	金谷庁舎

月 日	曜日	事 項	場 所
11月6日	金	親学講座 (参加者：69人)	第四小学校
11月8日	日	青年ボランティア講座「シマイク」 (参加者：30人)	童子沢親水公園
11月9日	月	あいさつの風プロジェクト第2弾 (参加者：259人)	JR2駅・18小学校
11月10日	火	ペアレントサポーター定例会 (参加者：31人)	金谷公民館
11月11日	水	親学講座 (参加者：52人)	第二小学校
〃	〃	初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 フレンズまつり準備 (参加者：30人)	初倉南小学校
11月12日	木	幼児・児童をもつ親の講座 (第6回) (参加者：32人)	金谷庁舎
11月12日～ 11月14日	〃 土	伊太小学校通学合宿 (参加者：24人)	島田樟誠高校樟風館
11月14日～ 11月15日	〃 日	金谷公民館まつり (参加者：4,000人)	金谷公民館
11月15日～ 11月21日	〃 土	大津ふれあいまつり (やまびこまつり) (参加者：250人)	伊久身農村環境改善センター
11月16日	月	金谷宿大学 学生代表者会 (臨時)	金谷庁舎
11月17日	火	思春期の子どもをもつ親の講座 (参加者：20人)	市役所会議棟
〃	〃	親学講座 (参加者：45人)	第三小学校
11月18日	水	中学生体験講座事前学習 (参加者：80人)	六合中学校
11月19日	木	第4回社会教育委員会	金谷庁舎
11月20日	金	親学講座 (参加者：101人)	金谷小学校
11月20日～ 12月20日	〃 日	冬季一斉少年補導	市内7中学校区
11月21日	土	明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会	プラザおおるり
〃	〃	市民学級交流会 (参加者：60人)	金谷公民館
11月24日	火	思春期の子どもをもつ親の講座 (参加者：20人)	市役所会議棟
〃	〃	中学生体験講座 赤ちゃんふれあいタイム (参加者：154人)	六合中学校

月 日	曜日	事 項	場 所
11月25日	水	初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 フレンズまつり準備 (参加者：30人)	初倉南小学校
11月25日～ 11月28日	〃 土	川根小学校通学合宿 (参加者：41人)	山村都市交流セン ターささま
11月26日	木	親学講座 (参加者：71人)	六合東小学校

予 定 (11月27日～12月23日)

月 日	曜日	事 項	場 所
11月30日	月	親学講座	初倉南小学校
〃	〃	金谷宿大学 理事会	金谷庁舎
12月2日	水	初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 フレンズまつり本番 (参加予定：30人)	初倉南小学校
12月7日	月	金谷宿大学次年度教授希望者説明会	金谷庁舎
12月9日	水	初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 選択活動 (参加予定：30人)	初倉南小学校
12月10日	木	フェスタしまだ2016！第3回実行委員会 (参加予定：20人)	市役所会議棟
12月16日	水	第5回生涯学習推進協議会	金谷庁舎
〃	〃	初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 クリスマスケーキづくり (参加予定：30人)	初倉南小学校

事務事業の概要

図書館課

実施（10月22日～11月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月23日	金	施設見学受入（初倉南小学校） （参加者：52人）	島田図書館
10月24日	土	おはなしマラソン（参加者：256人）	〃
10月28日	水	市立図書館整理日（休館）	島田・金谷・川根 図書館
〃	〃	おはなし宅配便（参加者：43人）	くりのみ保育園
〃	〃	すくすくタイム（参加者：親子10組）	こども館
10月29日	木	おはなし宅配便（参加者：74人）	島田第一保育園
〃	〃	川根小学校朝読書会（参加者：26人）	川根小学校
10月29日～ 11月17日	〃	展示：たんぽぽ・みんなの作品展	金谷図書館
10月31日	〃	おはなしマラソン（参加者：164人）	金谷図書館
11月1日	日	特集コーナー設置 一般：「古代」 児童：「秋をみつけよう！（紅葉・芸術 ・秋の食べもの）」	島田図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「紅葉」「犬に関する本」 児童：「秋のえほん」「読書の秋・図書 館・本の特集」	金谷図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「明治時代」 児童：「もりもり食べる」	川根図書館
〃	〃	長谷川義史絵本ライブ整理券配布開始	金谷図書館
11月2日	月	伊久美小学校家庭教育学級 （参加者：21人）	伊久美小学校
11月4日	水	おはなし宅配便（参加者：19人）	たけのこ保育園
11月5日	木	キッズブック（参加者：41人）	保健福祉センター
〃	〃	島田商業高校職業体験受入（3年生） （参加者：1人）	島田図書館
11月6日	金	施設見学受入（中川根南部小学校1・2 年生）（参加者：15人）	島田図書館
11月10日	火	ブックスタート（参加者：19人）	保健福祉センター

月 日	曜日	事 項	場 所
11月10日～ 11月13日	火 金	駿遠学園職能訓練生職場実習受入 (実習生：高等部2年生1人)	金谷図書館
11月11日	水	川根中学校朝読書会 (参加者：35人)	川根中学校
〃	〃	高齢者おはなし会 (参加者：11人)	ふれあい健康プラザ
〃	〃	島田市図書館協議会視察研修 (参加者；15人)	神奈川県海老名市 (市立中央図書館)
11月12日	木	キッズブック (参加者：48人)	保健福祉センター
〃	〃	島田商業高校職業体験受入(3年生) (参加者：1人)	島田図書館
11月12日～ 11月13日	〃 金	子どもわくワーク (参加者：4人)	〃
11月14日～ 11月15日	土 日	本の無料配布 配布実績 (参加者：945人)	金谷図書館
11月17日	火	ブックスタート (参加者：31人)	保健福祉センター
11月18日～ 11月20日	水 金	職業体験受入(第一中学校2年生) (参加者：各館2人)	島田図書館・金谷図書館
11月19日	木	施設見学受入(伊久美小学校1・2年生) (参加者：10人)	島田図書館
11月19日～ 12月8日	〃 火	展示：創作布人形	金谷図書館
11月25日	水	市立図書館整理日(休館)	島田・金谷・川根図書館

予 定（11月27日～12月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月27日	金	オンラインデータベース活用講座	しまだ楽習センター
12月 1 日	火	特集コーナー設置 一般：「ニュートンの世界」 児童：「クリスマス」	島田図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「クリスマス」「大河ドラマ」 児童：「こどもとしょかんだより（冬号） の本」「クリスマス」「長谷川義史 さんの本」	金谷図書館
〃	〃	特集コーナー設置 一般：「おおそうじ」 児童：「クリスマス」	川根図書館
〃	〃	ブックスタート	保健福祉センター
12月 1 日～ 12月15日	〃	新市誕生10周年記念講演会受講者募集	島田・金谷・川根図 書館
12月 2 日	水	施設見学受入（第二小学校2年生）	島田図書館
12月 3 日	木	キッズブック	保健福祉センター
12月 4 日	金	施設見学受入（五和小学校）	金谷図書館
12月 8 日	火	ブックスタート	保健福祉センター
12月 8 日～ 12月 9 日	〃	施設見学受入（五和小学校）	島田図書館
12月10日～ 12月27日	木 日	展示：写真教室受講生の習作展	金谷図書館
12月12日	土	五和小学校家庭教育学級	五和小学校
12月12日～ 12月13日	〃 日	ぬいぐるみの図書館おとまり会	島田図書館
12月16日	水	市立図書館整理日	島田・金谷・川根図 書館・島田分館
12月18日	金	高齢者おはなし会	ふれあい健康プラザ
12月19日	土	新市誕生10周年、金谷図書館開館10周年記 念「長谷川義史絵本ライブ」 （開場：13時00分、開演：13時30分）	金谷公民館
12月19日～ 12月25日	〃 金	トーマス号・ジェームス号に手を振ろう	金谷図書館

事務事業の概要

文化課

実施（10月22日～11月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
10月25日	日	おもちゃ病院（参加者：23人）	博物館
10月30日	金	第7回市史編さん委員会調査研究会	〃
〃	〃	出前講座 「諏訪原城ってどんな城？」 （参加者：21人）	樟誠高校
10月31日～ 1月17日	土 日	島田市新市誕生10周年記念事業 第66回企画展 「祈りの細道－島田の仏教美術－」	博物館
10月31日～ 2月7日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 古民家との出会い」	博物館分館
10月31日～ 11月29日	土 日	「中野謙二が描く漆画の世界」展	〃
11月1日	日	年賀状木版画教室（参加者：16人）	博物館
11月3日	火	*博物館無料開放日・文化財ウィーク協賛 （参加者：472人）	博物館・分館
〃	〃	島田市民文化祭開会式・表彰式	プラザおおるり
11月4日	水	島田市芸術文化奨励賞選考委員会	〃
11月8日	日	しまはくワークショップ 「クリスマスカード&年賀状づくり」 （参加者：11人）	博物館
〃	〃	学芸員によるギャラリートーク （参加者：4人）	〃
11月11日	水	出前講座 「諏訪原城ってどんな城？」 （参加者：21人）	樟誠高校
11月12日	木	市史古文書悉皆解読調査	博物館別棟
11月14日	土	学芸員によるギャラリートーク （参加者：2人）	博物館分館
〃	〃	諏訪原城跡除草ボランティア活動 【金谷退職者福祉共済会等】（雨天中止）	諏訪原城跡
11月15日	日	しまはくワークショップ 「クリスマスカード&年賀状づくり」 （参加者：9人）	博物館
11月18日	水	第2回博物館協議会	〃
11月19日	木	出前講座 県教委主催 考古学セミナー 「諏訪原城について」（参加者：23人）	諏訪原城跡

月 日	曜日	事 項	場 所
11月20日～ 11月22日	金 日	第3回国際陶芸フェスティバル (参加者：4,500人)	山村都市交流セ ンターささま他
11月20日	金	市史古文書悉皆解読調査	博物館別棟
11月21日	土	第7回古文書講座 講師：中野敬一氏(島田市史編さん事務局)	博物館
11月22日	日	文化財保存協会中部支部視察 「諏訪原城について」 (参加者：75人)	諏訪原城跡
〃	〃	おもちゃ病院 (参加者：24人)	博物館
〃	〃	年賀状木版画教室 (参加者：15人)	〃
11月25日	水	出前講座 山王前歴史教室 「諏訪原城について」 (参加者：20人)	諏訪原城跡

予 定 (11月27日～12月23日)

月 日	曜日	事 項	場 所
11月27日	金	第8回市史編さん委員会調査研究会	博物館
11月29日	日	東海道街道文化創造事業演劇ワークショップ	夢づくり会館
〃	〃	記念講演「静岡県 of 仏教美術」 講師：田島 整 氏 (上原仏教美術館主任学芸員)	博物館
〃	〃	ヒストピア島田歴史ウォーク	〃
12月1日～ 3月31日	火 木	ヒストピア島田愛称決定記念・市民無料特別 招待会	〃
12月2日	水	第5回浮世絵・版画鑑賞講座 移動教室	東海道広重美術 館他
12月12日	土	講和「般若心経について」と写経体験 講師：尾村眞道氏 (利生寺住職)	博物館分館
12月13日	日	しまはくワークショップ 「きらきら☆スノードーム」	博物館
12月19日	土	第8回古文書講座 講師：中野敬一氏(島田市史編さん事務局)	〃
12月20日	日	しまはくワークショップ 「きらきら☆スノードーム」	〃

島田市教育委員会定例会議案

議案第42号

島田市行政組織条例の一部を改正する条例に関する意見について

島田市行政組織条例（平成17年島田市条例第13号）の一部を改正する条例について、市議会11月定例会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により意見を求められことについて、以下のとおり回答するものとする。

平成27年11月27日提出

島田教育委員会教育委員長 牧 野 高 彦

異議なし

島田市行政組織条例の一部を改正する条例

島田市行政組織条例（平成17年島田市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第3条第4号キを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の廃止）
- 2 島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成24年島田市条例第3号）は、廃止する。
（島田市金谷体育センター条例の一部改正）
- 3 島田市金谷体育センター条例（平成17年島田市条例第160号）の一部を次のように改正する。
第3条中「市長」を「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。
第4条から第6条まで及び第7条第1項中「市長」を「教育委員会」に改める。
第7条第2項中「市」を「教育委員会」に改める。
第10条第2号中「市長」を「教育委員会」に改める。
第14条中「市長に」を「教育委員会に」に改める。
第15条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。
（島田市金谷体育センター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行前に、改正前の島田市金谷体育センター条例の規定により市長が行った許可その他の行為は、改正後の島田市金谷体育センター条例の相当規定により教育委員会が行った許可その他の行為とみなす。
（島田市社会体育用照明施設使用条例の一部改正）
- 5 島田市社会体育用照明施設使用条例（平成17年島田市条例第161号）の一部を次のように改正する。
第3条中「市長」を「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。
第4条及び第9条第1項第4号中「市長」を「教育委員会」に改める。
第9条第2項中「市」を「教育委員会」に改める。
第12条中「市長が別に」を「教育委員会規則で」に改める。
（島田市社会体育用照明施設使用条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 この条例の施行前に、改正前の島田市社会体育用照明施設使用条例の規定により市長が行った許可その他の行為は、改正後の島田市社会体育用照明施設使用条例の相当規定により教育委員会が行った許可その他の行為とみなす。
（島田市伊太庭球場条例の一部改正）
- 7 島田市伊太庭球場条例（平成19年島田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条第2項、第4条から第10条まで及び第16条第2号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第18条第2項中「市長」を「教育委員会」に、「その費用を」を「その費用は、市長が」に改める。

第21条第1項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に、「その費用を」を「その費用は、市長が」に改める。

第22条中「市長に」を「教育委員会に」に改める。

第23条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

（島田市伊太庭球場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この条例の施行前に、改正前の島田市伊太庭球場条例の規定により市長が行った指定その他の行為は、改正後の島田市伊太庭球場条例の相当規定により教育委員会が行った指定その他の行為とみなす。

（島田市川根体育館条例の一部改正）

- 9 島田市川根体育館条例（平成20年島田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第1号中「善良な」を「善良の」に改め、同条第4号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第5条、第10条第1項及び第11条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第12条第2項中「市長」を「教育委員会」に、「その費用を」を「その費用は、市長が」に改める。

第13条中「市長に」を「教育委員会に」に改める。

第14条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

（島田市川根体育館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例の施行前に、改正前の島田市川根体育館条例の規定により市長が行った許可その他の行為は、改正後の島田市川根体育館条例の相当規定により教育委員会が行った許可その他の行為とみなす。

（島田市川根野球場条例の一部改正）

- 11 島田市川根野球場条例（平成20年島田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条並びに第5条第1項及び第2項中、「市長」を「教育委員会」に改める。

第5条第3項中「市」を「教育委員会」に改める。

第8条第2号及び第10条第1項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第11条第2項中「市長」を「教育委員会」に、「その費用を」を「その費用は、市長が」に改める。

第12条中「市長に」を「教育委員会に」に改める。

第13条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(島田市川根野球場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行前に、改正前の島田市川根野球場条例の規定により市長が行った許可その他の行為は、改正後の島田市川根野球場条例の相当規定により教育委員会が行った許可その他の行為とみなす。

(島田市総合スポーツセンター条例の一部改正)

- 13 島田市総合スポーツセンター条例（平成21年島田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条第2項及び第4条から第10条までの規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

第12条第1号中「善良な」を「善良の」に改める。

第18条第2項中「市長」を「教育委員会」に、「その費用を」を「その費用は、市長が」に改める。

第23条第1項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に、「その費用を」を「その費用は、市長が」に改める。

第24条中「市長に」を「教育委員会に」に改める。

第25条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(島田市総合スポーツセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 この条例の施行前に、改正前の島田市総合スポーツセンター条例の規定により市長が行った指定その他の行為は、改正後の島田市総合スポーツセンター条例の相当規定により教育委員会が行った指定その他の行為とみなす。

島 行 経 第 44 号
平成27年11月19日

島田市教育委員会
委員長 牧野 高彦 様

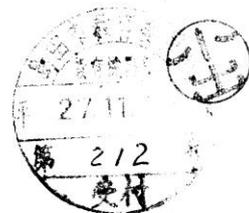
島田市長 染谷 絹代



島田市行政組織条例の一部を改正する条例に関する意見について

11月24日に招集される島田市議会定例会において、「島田市行政組織条例の一部を改正する条例」に関する提案がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、島田市教育委員会の意見を求めます。

なお、議案審議等の都合により、11月30日（月）までに報告されるようお願いいたします。



対 照 表

新 旧 条 文

列規名 島田市政組織条例

新 条 文	旧 条 文
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〃 省略</p> <p>(3) (4) 健康福祉部</p> <p>ア 〃 省略</p> <p>カ (5) 〃 省略</p> <p>(8) ○附則第3項関係(島田市金谷体育センター条例)(開館時間)</p> <p>第3条 島田市金谷体育センター(以下「体育センター」という。)の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>島田市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 体育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 体育センターを使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 〃 省略</p> <p>(3) (4) 前3号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u>が使用の許可をすることが適当でないとき。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〃 省略</p> <p>(3) (4) 健康福祉部</p> <p>ア 〃 省略</p> <p>カ (5) 〃 省略</p> <p>(8) ○附則第3項関係(島田市金谷体育センター条例)(開館時間)</p> <p>第3条 島田市金谷体育センター(以下「体育センター」という。)の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 体育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 体育センターを使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 〃 省略</p> <p>(3) (4) 前3号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が使用の許可をすることが適当でないとき。</p>

(使用許可の取消し等)

第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要と認めるとき。
- 2 前項の取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料の選付)

第10条 既納の使用料は、選付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を選付することができる。

- (1) 省略
- (2) 使用者が使用の前日5日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたととき。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、体育センターの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○附則第4項関係 (島田市社会体育用照明施設使用条例)

(使用の許可)

第3条 照明施設を使用しようとする者は、島田市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、照明施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 省略
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないとき。

(許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1)

(使用許可の取消し等)

第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 前項の取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料の選付)

第10条 既納の使用料は、選付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を選付することができる。

- (1) 省略
- (2) 使用者が使用の前日5日までに使用の取消しを申し出て、市長がこれを認めたととき。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、体育センターの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○附則第4項関係 (島田市社会体育用照明施設使用条例)

(使用の許可)

第3条 照明施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、照明施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 省略
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が使用の許可をすることが適当でないとき。

(許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1)

省略

(3)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用許可の取消しの必要を認めたと

き。
2 前項各号のいずれかに該当し、使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたため使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○附則第5項関係 (島田市伊太庭球場条例)

(指定管理者による管理)

第3条 島田市伊太庭球場 (以下「庭球場」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、島田市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、庭球場の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、庭球場の管理を行わせることが最も適当であると認めるとを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1)

省略

(3)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による申請がなかつた場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかつた場合、又は庭球場の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるものの中から、指定管理者の候補者を選定することができる。

省略

(3)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が使用許可の取消しの必要を認めたととき。

2 前項各号のいずれかに該当し、使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたため使用者に損害を生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○附則第5項関係 (島田市伊太庭球場条例)

(指定管理者による管理)

第3条 島田市伊太庭球場 (以下「庭球場」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、庭球場の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、庭球場の管理を行わせることが最も適当であると認めるとを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1)

省略

(3)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条の規定による申請がなかつた場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかつた場合、又は庭球場の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるものの中から、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 省略

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開場時間)

第9条 庭球場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第10条 庭球場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 省略

(2) 利用者が利用の前日1日までに、利用の許可を受けた事項の変更を申し込み、又は利用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(利用者の原状回復の義務)

第18条 省略

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が利用者から徴収するものとする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 省略

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、第6条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開場時間)

第9条 庭球場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第10条 庭球場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 省略

(2) 利用者が利用の前日1日までに、利用の許可を受けた事項の変更を申し込み、又は利用の許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用者の原状回復の義務)

第18条 省略

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

でない。
2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。
(損害賠償の義務)

第22条 故意又は過失により、庭球場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)
第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○附則第6項関係 (島田市川根体育館条例)
(使用の許可等)

第3条 島田市川根体育館(以下「川根体育館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、川根体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付し、又は指示することができる。
(許可の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、川根体育館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根体育館の使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、川根体育館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可した事項を変更し、又は使用を停止させることができる。

(1)

省略

(5)

2 教育委員会は、前項に定めるもののほか、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあつても、教育委員会は、その責めを負わない。

(特別設備の制限)

い。
2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収するものとする。
(損害賠償の義務)

第22条 故意又は過失により、庭球場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○附則第6項関係 (島田市川根体育館条例)
(使用の許可等)

第3条 島田市川根体育館(以下「川根体育館」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、川根体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付し、又は指示することができる。
(許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、川根体育館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が川根体育館の使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、川根体育館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可した事項を変更し、又は使用を停止させることができる。

(1)

省略

(5)

2 市長は、前項に定めるもののほか、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあつても、市長は、その責めを負わない。

(特別設備の制限)

第10条 使用者は、川根体育館に特別な設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 省略
(必要措置の命令等)

第11条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第12条 省略

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により、川根体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○附則第7項関係(島田市川根野球場条例)
(使用の許可等)

第3条 島田市川根野球場(以下「川根野球場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、川根野球場の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付し、又は指示することができる。

(許可の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、川根野球場の使用を許可しない。

(1) 省略

(3) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根野球場の使用を適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、川根野球場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可した事項を変更し、又は使用を停止させることができる。

(1) 省略

第10条 使用者は、川根体育館に特別な設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 省略
(必要措置の命令等)

第11条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第12条 省略

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により、川根体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○附則第7項関係(島田市川根野球場条例)
(使用の許可等)

第3条 島田市川根野球場(以下「川根野球場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、川根野球場の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付し、又は指示することができる。

(許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、川根野球場の使用を許可しない。

(1) 省略

(3) 前3号に掲げる場合のほか、市長が川根野球場の使用を適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、川根野球場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可した事項を変更し、又は使用を停止させることができる。

(1) 省略

(4)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根野球場の管理上不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、前項に定めるもののほか、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあつても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部を還付することができる。

(1) 省略

(2) 使用者が使用の前日3日までに使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 省略

(特別設備の制限)

第10条 使用者は、川根野球場に特別な設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 省略

(原状回復の義務)

第11条 省略

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は過失により、川根野球場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認め損害の額を市に賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○附則第8項関係(島田市総合スポーツセンター条例)

(指定管理者による管理)

第3条 島田市総合スポーツセンター(以下「センター」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(4)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が川根野球場の管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項に定めるもののほか、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあつても、市長は、その責めを負わない。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その全部を還付することができる。

(1) 省略

(2) 使用者が使用の前日3日までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 省略

(特別設備の制限)

第10条 使用者は、川根野球場に特別な設備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 省略

(原状回復の義務)

第11条 省略

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は過失により、川根野球場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認め損害の額を市に賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

○附則第8項関係(島田市総合スポーツセンター条例)

(指定管理者による管理)

第3条 島田市総合スポーツセンター(以下「センター」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1)

省略

(3)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はセンターの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるものの中から、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 省略

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1)

省略

(3)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はセンターの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるものの中から、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 省略

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2)

5 省略

(4)

(利用者の原状回復の義務)

第18条 省略

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が利用者から徴収するものとする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第24条 故意又は過失により、センターの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2)

5 省略

(4)

(利用者の原状回復の義務)

第18条 省略

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第24条 故意又は過失により、センターの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平一九法九七・追加、平二六法七六・旧第二十四条の二繰上・一部改正)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第43号

島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の廃止に関する意見について

島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成24年島田市条例第3号）の廃止について、市議会11月定例会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により意見を求められことについて、以下のとおり回答するものとする。

平成27年11月27日提出

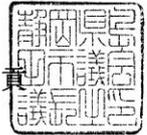
島田教育委員会教育委員長 牧 野 高 彦

異議なし

島 議 第 115 号
平成27年11月17日

島田市教育委員会
委員長 牧野 高彦 様

島田市議会議長 紅林 真



島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の廃止に関する意見について

11月24日に招集される島田市議会定例会において、島田市長から「島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」の廃止に関する提案がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、島田市教育委員会の意見を求めます。

なお、議案審議等の都合により、11月30日（月）までに報告されるようお願いします。



○島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

平成24年2月29日

条例第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、島田市教育委員会の権限に属する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（島田市社会体育用照明施設使用条例の一部改正）

2 島田市社会体育用照明施設使用条例（平成17年島田市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条中「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第4号中「その他教育委員会」を「前3号に掲げる場合のほか、市長」に改める。

第9条第1項第4号中「その他教育委員会において」を「前3号に掲げる場合のほか、市長が」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第11条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則（平成27年3月31日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 44 号

小規模特認校終了後の中学校の指定、区域外就学及び指定校 変更許可の期限及び通学区の調整について

島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会へ諮問した、小規模特認校終了後の中学校の指定について、区域外就学及び指定校変更許可の期限について及び通学区の調整については、答申を受け、以下のとおりとする。

平成 27 年 11 月 27 日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

1 小規模特認校終了後の中学校の指定について

小規模特認校制度を利用して島田市立伊久美小学校に就学した児童の卒業後の中学校について、伊久美小学校の進学先である島田市立北中学校を選択できることとする。

2 区域外就学及び指定校変更許可の期限について

年度途中の転居等の理由により、市外から及び他学区への通学を許可している児童生徒について、最終学年のみでなく、全ての学年で学年末までを許可期限とすることができることとする。

3 通学区の調整について

通学区域の変更は行わないこととする。

個々の事案については、島田市教育委員会就学事務取扱要綱第 9 条第 12 号「その他、教育委員会が必要と認めた場合」の解釈により、事務局が慎重に精査を行い判断することとする。

平成 27 年 11 月 18 日

島田市教育委員会
委員長 牧野 高彦 様

島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会
委員長 池 田 勝 太

答 申 書

島田市教育委員会から平成 27 年 9 月 9 日に諮問を受けた件について、島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり決定したので答申します。

記

1 小規模特認校終了後の中学校の指定について

小規模特認校制度を利用して島田市立伊久美小学校に就学した児童の卒業後の中学校について、伊久美小学校の進学先である島田市立北中学校を選択できるようにすることが望ましい。

島田市教育委員会就学事務取扱要綱の一部を改正する。

(改正内容)

島田市教育委員会就学事務取扱要綱第 9 条に規定された指定学校の変更の要件に、「小規模特認校制度を利用している児童が、小学校卒業後に北中学校へ進学を希望する場合」を追加し、第 11 条により、その期間を中学校卒業の日までとする。

2 区域外就学及び指定校変更許可の期限について

年度途中の転居等の理由により、市外から及び他学区への通学を許可している児童生徒について、最終学年のみでなく、全ての学年で学年末までを許可期限とできるようにすることが望ましい。

島田市教育委員会就学事務取扱要綱の一部を改正する。

(改正内容)

島田市教育委員会就学事務取扱要綱第 11 条に規定された、指定学校変更の期間及び第 14 条に規定された区域外就学承諾の期間を、「住所変更をする日の属する学年の終了する日までとする」に改める。

3 通学区の調整について

隣接する六合小学校と六合東小学校について、他校に通う方が距離も短く安全に通学できる区域がある。今回の諮問はそのうち特定の区域の学区を変更しようとするものだが、学区の境界については、学校が地域活動の拠点となることから、地域の自治会活動の慣例などの実情等に基づき、慎重に定められてきている。同

様の問題は市内の他の学区にも数多く存在する問題で、それらを一つずつ取り上げて議論することはとても困難であり、容易に結論を出すことはできない。

当審議会は通学区域の変更は行わないことと決定した。個々の事案については、島田市教育委員会就学事務取扱要綱第9条第12号「その他、教育委員会が必要と認めた場合」の解釈により、事務局が慎重に精査を行い、判断されることが望ましい。

島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会開催状況

回 数	開 催 年 月 日	内 容
第 1 回	平成 27 年 9 月 9 日	① 審議会設置の趣旨説明 ② 委嘱状交付 ③ 委員長・副委員長選出 ④ 諮問内容の説明 ⑤ 審議
第 2 回	平成 27 年 10 月 7 日	① 継続審議 ② 島田市教育委員会就学事務取扱要綱 改正案の承認 ③ 答申内容の決定 ④ 答申書の委員長委任承認

対照表

新旧条文

要綱名 島田市教育委員会就学事務取扱要綱

新	旧	文
<p>(指定学校の変更の要件) 第9条 省略 (1) } 省略 (10) (11) その他、教育委員会が必要と認めた場合。</p>	<p>(指定学校の変更の要件) 第9条 省略 (1) } 省略 (10) (11) その他、教育委員会が必要と認めた場合。</p>	<p>(指定学校の変更の要件) 第9条 省略 (1) } 省略 (10) (11) その他、教育委員会が必要と認めた場合。</p>
<p>(12) その他、教育委員会が必要と認めた場合。 (指定学校変更の提出書類) 第10条 教育委員会が令第8条の規定により指定学校を変更するときは、指定学校変更申請書(様式第4号)と次に掲げる書類により申請を行うものとする。 (1) 前条(1)、(9)、(10)及び(12)の場合 教育委員会が必要と認める書類 (2) } 省略 (5) (指定学校変更の決定) 第11条 省略 2 指定学校の変更の期間は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(指定学校変更の提出書類) 第10条 教育委員会が令第8条の規定により指定学校を変更するときは、指定学校変更申請書(様式第4号)と次に掲げる書類により申請を行うものとする。 (1) 前条(1)、(9)、(10)及び(11)の場合 教育委員会が必要と認める書類 (2) } 省略 (5) (指定学校変更の決定) 第11条 省略 2 指定学校の変更の期間は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(指定学校変更の提出書類) 第10条 教育委員会が令第8条の規定により指定学校を変更するときは、指定学校変更申請書(様式第4号)と次に掲げる書類により申請を行うものとする。 (1) 前条(1)、(9)、(10)及び(11)の場合 教育委員会が必要と認める書類 (2) } 省略 (5) (指定学校変更の決定) 第11条 省略 2 指定学校の変更の期間は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 第9条(1)、(6)及び(11)に該当する場合、卒業の日までとする。 (2) 第9条(2)から(4)、(7)から(10)及び(12)に該当する場合、相当と認める事由がなくなる日までとする。 (3) 第9条(5)に該当する場合、住所変更をする日の属する学年の終了する日までとする。 3 省略 (区域外就学等の承諾) 第14条 省略 2 前項の規定による承諾の期間は次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(1) 第9条(1)、(6)に該当する場合、卒業の日までとする。 (2) 第9条(2)から(4)、(7)から(11)に該当する場合、相当と認める事由がなくなる日までとする。 (3) 第9条(5)に該当する場合、住所変更をする日の属する学期の終了する日までとする。 3 省略 (区域外就学等の承諾) 第14条 省略 2 前項の規定による承諾の期間は次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(1) 第9条(1)、(6)に該当する場合、卒業の日までとする。 (2) 第9条(2)から(4)、(7)から(11)に該当する場合、相当と認める事由がなくなる日までとする。 (3) 第9条(5)に該当する場合、住所変更をする日の属する学期の終了する日までとする。 3 省略 (区域外就学等の承諾) 第14条 省略 2 前項の規定による承諾の期間は次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 前項(1)に該当する場合、住所変更をする日の属する学年の終了する日までとする。 3 省略</p>	<p>(1) 前項(1)に該当する場合、住所変更をする日の属する学期の終了する日までとする。 3 省略</p>	<p>(1) 前項(1)に該当する場合、住所変更をする日の属する学年の終了する日までとする。 3 省略</p>

協 議 事 項

(協議事項)

教育総務課

島田市行政組織条例の一部を改正する条例について

島田市行政組織条例（平成 17 年島田市条例第 13 号）の一部を改正する条例について、市議会 11 月定例会に提案するので協議します。

(協議事項)

教育総務課

島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の廃止について

島田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成24年島田市条例第3号）の廃止について、市議会11月定例会に提案するので協議します。

(協議事項)

平成28年度島田市の教育方針について

平成28年度島田市の教育方針について、次のとおり協議します。

平成28年度 島田市の教育方針案

最近の日本社会は、少子高齢化・人口減少とともに、中国をはじめとするアジア諸国の成長により、産業の空洞化も危惧されている。教育界においては、貧困問題やニート・引きこもり・いじめへの対応も喫緊の課題となっている。そのような中、島田市でも人口減少とともに主要産業である茶産業の振興や中心市街地の活性化が課題になっているものの、豊かな自然や歴史的な文化が息づき、富士山静岡空港や新東名高速道路などの交通結節点として、今後の発展が期待されている。

島田市は、平和都市宣言や市民憲章の制定、ゆめ・みらい百人会議の立ち上げなど、市民の意見を大切にすると共に、行政依存ではなく市民自らが企画したり、行動したりする姿勢を大切にした市の今後の進む道を示している。

島田市教育委員会では、二年連続の公民館表彰を受けるなど、市民の積極的な活動が形となり、総合教育会議を実施する中で、市民総がかりで進める教育の方針を示した教育大綱を制定している。

平成28年度は、市民に信頼される教育推進のために、豊かな心を育むことを核にする中で、市民と行政が協働する中で、学校教育の充実を図るとともに、島田市に活気を取り戻すために、島田市への愛着を増す取り組みや地域力の活用による幅広い年齢層の学習及び障害を持つ市民の学習を推進する。また、施設の老朽化への対応にも道筋をつけていく。

学校教育

○ 学校教育における基本的な考え

現在、子供たちは、ゲームやインターネットによるバーチャル世界の広がりによる実体験の不足やフェイス・トゥ・フェイスの関係の希薄化等の問題に直面している。また、無秩序なメディアは氾濫しているが、情緒や自然を味わうことは少なくなっている。

このような状況の中で、平成27年度は、全国学力学習状況調査における学力は、ほぼ全国と同様な結果が得られた。また、人に役立つ活動も広がりを見せ、生徒指導的にも安定感が増している。しかし、支援を要する児童生徒の増加が大きな課題となり、いじめ問題やネット問題も多くはないが散発している。

こうした状況を見る時、信頼される学校を作り上げるために、子供の安全安心を第一にする中で、豊かな心とともに、確かな学力を育んでいかねばならない。かけがえのない自他を大切にすることを培い、子供たちの夢や可能性を拓くため、学力を高めると共に、新しいことへ挑戦する勇気や粘り強く努力する意志の強さも培うことが大切である。

以上のことから、昨年に引き続き平成28年度の基本方針の根幹に豊かな心を育てることを位置づける。

豊かな心を育てるためには、幼児期からの躰や情操の育みの上に、小中学校における自然体験、スポーツ体験、福祉体験、文化体験など多方面にわたる体験の中で、

コミュニケーション力を高め、がんばった経験を積み重ねることにより、やればできるという自信と、困難に負けない強い心を育てる。また、自己肯定感につながる人に役立つ活動の習慣化や、確かの学力を育むため、新しい学力観に立った授業の充実を図る。

◆ 基本方針

- 1) 豊かな心を育てる。 (学校教育課)
 - 自然体験、福祉体験、文化体験などとともに、学校、地域、家庭において人に役立つ活動を推進する。また、態度、マナー、言葉遣いなどについても様々な場を通して指導を行う。
 - 根気強く努力する経験や困難に立ち向かう場を大切にし、子供の頑張りや伸びをきちんと価値付ける。
 - ・ 児童生徒が、喜びを共有する機会を増やすと共に、互いを尊重し、共に創り出す力を伸ばす。
 - ・ 様々ながんばり体験や成功体験を大切にする中で、キャリア教育を充実する。
 - ・ 地域や和文化のよさに触れる中で、情緒を味わうとともに、地域愛や相手を思いやる心・自己肯定感を育む。
 - ・ 子供の確かな把握と声掛けを大切にし、教師と子供の信頼関係を醸成する。
 - ・ 市立図書館との連携を密にし、学校図書館の活性化を図る。
 - ・ 私立幼稚園と新しい連携方法を試み、幼児教育の実情を把握し研修の機会を設ける。
- 2) 基礎学力の定着を図る。
 - 個に焦点を当てた学習を授業の基本とし、積極的に学ぶ態度を小中学校が連携して形成する。
 - ・ 教師が一人ひとりの子供を確かに把握するとともに、小集団学習などの活用により考えを深め、全員が参加する学習を行う。
 - ・ 新しい学力観に立ち、学習問題を明示するとともに授業の振り返りを毎時間実施し、思考力や活用力を伸ばす。
 - ・ 学習の定着を図るために、ノート作りの充実および子供による学習評価を行う。
 - ・ 家庭学習を大切にし、学びの習慣化を図る。
- 3) 特別支援教育の充実を図る。
 - 特別支援学級の環境を整え、支援体制をつくるとともに教育センターとの連携を密にする。
 - ・ 新設学級の支援を充実する。
 - ・ 教育のユニバーサルデザイン化を推進する。
- 4) 学校給食の充実を図る。 (学校給食課)
 - 安全安心な給食の提供とともに、食育の推進を図る。

- ・ 中部学校給食センターの円滑な運営を図る。
- ・ 食に関する指導の成果を家庭に広げるとともに、アレルギー食への対応を進める。
- ・ 地元生産者と連携を図りながら、地産地消を推進する。
- ・ 国が定める基準に基づき、衛生管理を徹底していく。

5) 教育環境を整備する。 (教育総務課)

- 計画的に施設、ICT 環境及び教材等の整備を進め、児童・生徒にとって安全で機能的な学習・生活の場を確保する。
- ・ 県基準に満たない校舎及び屋内運動場について耐震化を推進する。
- ・ 老朽化による劣化が著しい学校施設の機能・性能を維持するための改修工事を実施するとともに、施設の劣化状況等の実態を把握し、安全性を最優先とした対策を行う。
- ・ 島田市公共建築物適正化基本方針に沿って、平成 27 年度中に策定予定の第 1 期推進計画（平成 28 年度～平成 36 年度）を踏まえ、学校施設に関する具体的な計画（実施計画）の検討を行う。
- ・ 教材、教具及び図書資料の充実を図る。
- ・ 学校の市事務職員への指導助言を適切に行う。

社会教育

○ 社会教育における基本的な考え

青少年の育成については、豊かな心を育てることを基本とする。そのために、一定のルールに基づいた規則正しい集団行動や集団生活を行う自然体験活動を通して、協調性・積極性・豊かな人間性を伸ばし、心身ともに健やかでたくましい青少年の育成を目指していく。また、青少年が地域活動に参画し、「させられる」意識から「する」意識へと転換し、人に役立つ活動ができるように働きかけていく。

家庭教育については、子育てを通じて親が自ら学べる場を充実し、子供の社会的自立を促す助言や支援体制も充実する。

生涯学習においては、「しまだ楽習」、「金谷宿大学」の一層の充実を図るため、後継者育成や若者の参加を積極的に図るとともに、各公民館等が行う学習や活動等の充実を図る。

また、市民の自発的な学習意欲に答えられるよう図書館の蔵書・資料の充実を図るとともに、子どもの読書指導やサービスの一層の充実を図る。

◆ 基本方針

1) 青少年の育成を推進する。 (社会教育課)

- 青少年が地域貢献する機会を設け、人に役立つ活動を広げていくことにより社会性を伸ばしていく。
- ・ 「しまだガンバ」の継続的、発展的活動の推進を図る。
- ・ ボランティアへの参加者を増やすとともに、青少年リーダーの養成に努める。

- ・ 中学校区における健全育成活動について、十分な協議を重ねた上で実践化するとともに、参加率の向上を図る。
 - ・ 「子ども・若者プラン」を充実させるために、関係機関との連携を充実させる。
- 2) 子供の成長発達に合わせた親の学びの機会を充実させる。
- 幼児期の教育の大切さを親が学び、実践する力をつけていく。そのためには、親同士のつながりを大切にし、親同士が学びあう状況をつくる。
 - ・ 長く継続してきた家庭教育学級の課題を洗い出し、その解決に当たる。
 - ・ 幼児を持つ父母がいつでも相談できる機会を広げる。
 - ・ 3歳児健診や就学時健診時における親学講座の充実と、関係課との連携を深め幼稚園・保育園の保護者会等での学びの場を広げる。
- 3) 公民館等の活動の推進を図る。
- 公民館等は、地域文化の交流拠点として、地域住民の学習意欲を高める活動を推進する。
 - ・ 公民館等で実施する事業や地域主体の自主事業を拡充し、利用者数の増を図る。
 - ・ 社会教育施設長研修会等を開き、活動の進展を図る。
 - ・ 市民ひとり一文化を目標に、多くの地区住民が参加できる活動を推進する。
 - ・ 地域力を生かすため、ボランティアの積極的な活用を図る。
- 4) 生涯学習を推進する。
- ・ 生涯学び続ける姿勢を育てるとともに、「しまだ楽習」、「金谷宿大学」の充実と組織の活性化を図るため、発信力を高める。
 - ・ 公民館活動等における各種事業による地域文化の充実を図る。
 - ・ 関係機関が連携して、次世代育成の場を充実する。
- 5) 野外活動センター山の家、山村都市交流センターささまの運営状況を常に把握し、その活性化を図る。
- 6) 図書館活動の推進を図る。 (図書館)
- 3図書館ともにレファレンス、文学講座、おはなし会などの活動を通して市民文化度を高める。
 - ・ 来館者滞在型の運営を図る。
 - ・ 学校、公民館との連携を図る。
 - ・ 図書館ボランティアの養成を伸張し、その活動を図書館、市内小中学校、公民館に拡大する。
 - ・ 市民が関心を持つ講座を企画する。
 - ・ 障害者への対応を充実する。

文化振興

○ 文化振興における基本的な考え

島田市は、帯祭り・川越遺跡・諏訪原城跡に象徴される文化と歴史の交差点である。地域芸能の伝承や文化的な資産を有効に活用し、郷土愛や心の豊かさにつなげていかなければならない。

物に恵まれた消費生活を楽しむ人がいる一方で、消費生活に振り回され生きることが精一杯の人が増えている。このような社会においては、精神的な安らぎや豊かさのため、文化活動の充実が求められる。今後は、市民との協働を重視する中で、文化活動の広がり、文化度の向上を目標として、将来における市民ひとり一文化活動を目指す。

図書館—博物館は文化と歴史の砦として、また、市民の豊かな心を醸成する場として、市民に愛される館としたい。

◆ 基本方針

1) 文化事業の推進を図る。

(文化課)

- ・ 文化事業については、市民のニーズに応えるべく市民の生の声をすくい上げていくとともに、質の高い事業を幅広く企画する。
- ・ 博物館及び分館は、展示とともに安らぎや憩いの場としても機能させる。
- ・ 文化協会、各種合唱団等の市民文化活動を支援する。
- ・ 地域の文化・伝承活動を支援する。
- ・ 多様な年齢層が参加できる文化活動を推進する。
- ・ 街角ライブの推進や各種団体との連携や協働により、市民に親しまれる文化活動の充実を図る。

2) 博物館活動を一層市民に近づけていく。

(文化課)

- 市民が満足して足を運ぶ博物館や諏訪原城跡にするためにはどうするかを課題として取り組む。
- ・ 企画展や講座を魅力あるものとし、市民団体の活用や広報を工夫する。また、数値目標を設定する。
- ・ 諏訪原城跡や川越街道は、整備計画に従って整備を進めるとともに、ギャラリートークなどを活用し、魅力を効果的にPRする。
- ・ 地域の人々の理解を深める中で、川越遺跡の史跡整備を進める。
- ・ 学校や公民館との連携を強化し、地域の歴史や伝統を紹介する出前講座を充実する。
- ・ 図書館や生涯学習講座などと連携して、良質な博物館講座を企画する。

スポーツ振興

○ スポーツ振興における基本的な考え

島田市は、大井川の河川敷をはじめとしたスポーツ施設に恵まれ、日常的にスポーツを親しむ市民は多い。また、大井川マラソンインリバティに象徴されるように、ス

スポーツによる交流人口も多い。競技スポーツにおいては、中・高校生の活躍も目立ち、スポーツ表彰される生徒も多い。

スポーツ施設は、人工芝サッカー場が完成したものの、島田球場の改築や田代の郷整備事業地の活用、広大な河川敷グラウンドの維持管理が課題となっている。

島田市では、一人一スポーツを目標に、多くの市民がスポーツに親しみ、健康的に生活することを願っている。

◆ 基本方針

1) スポーツの普及・推進を図る。

- ・ 一人一スポーツのため、地区におけるスポーツ活動を支援する。
- ・ 市内で行われる各競技大会の支援を充実させる。
- ・ 高齢者や障害者に対する支援を充実させる。
- ・ ニュースポーツの普及に努める。
- ・ 市町村駅伝の充実を図る。

2) スポーツ施設の充実を図る。

- ・ より多くの市民が活用できるように大井川河川敷及び総合スポーツセンターの維持管理に努める。
- ・ 田代の郷の整備を進める。
- ・ 島田球場及び川根町体育館の改修を進める。

(協議事項)

教育総務課

教育委員会に関する事務の点検・評価について

教育委員会に関する事務の点検・評価の第1次評価について協議します。

次回教育委員会定例会における
協議事項の集約

報 告 事 項

平成 27 年 10 月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
島田第一中学校	生徒用図書	146冊	500,000円	一般社団法人谷田川報徳社(榛葉正信理事長)
計			500,000円	

(報告事項)

学校教育課

平成 27 年 10 月分の生徒指導について

平成 27 年 10 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

公民館活動について

平成27年10月から11月の間における公民館活動（類似公民館を含む。）等について、以下のとおり報告します。

1 静岡県公民館大会表彰について

(1) 優良公民館県教育長表彰受賞

六合公民館 六合子どもチャレンジクラブなどの活動が評価されたものです。

(2) 静岡県公民館連絡協議会会長表彰受賞

公民館運営審議会委員 伊久身農村環境改善センター 石神文雄氏
13年にわたり公運審委員を務めるなどその活動が評価されたものです。

2 公民館まつり等の開催について

(1) 六合コミュニティ文化祭（六合公民館）

日 時：平成27年10月24日（土）～10月25日（日）

主 催：公民館・コミュニティ委員会共催

参加者：2,200人

内 容：六合小大正琴クラブ・六合中吹奏楽部演奏ほか

(2) 北部ふれあいセンターまつり（北部ふれあいセンター）

日 時：平成27年11月1日（日）

主 催：実行委員会

参加者：600人

内 容：相賀小太鼓・センター講座神座キッズダンス演技ほか

(3) 大津ふれあいまつり（大津農村環境改善センター）（実行委員会）

日 時：平成27年11月1日（日）

主 催：実行委員会

参加者：3,000人

内 容：大津小合唱・二中吹奏楽部合唱部演奏ほか

(4) 金谷公民館（みんくる）まつり（金谷公民館）

日 時：平成27年11月14日（土）～11月15日（日）

主 催：公民館

参加者：4,000人

内 容：児童合唱団カナリヤ演奏、ボーイスカウト活動展示ほか

(5) やまびこセンターまつり（伊久身農村環境改善センター）（実行委員会）

日 時：平成27年11月15日（日）～11月21日（土）

主 催：実行委員会

参加者：250人（11月15日発表の部）

内 容：伊久美小児童オペレッタ・児童有志「得意技」演技ほか

平成27年度島田市芸術文化奨励賞受賞者について

平成27年度島田市芸術文化奨励賞受賞者について、次のとおり報告します。

平成27年島田市芸術文化奨励賞の推薦があった候補者について、選考委員会の選考を経て、授与が決定しました。

1 推薦書提出日 平成27年6月5日

2 受賞者の氏名等

	氏名	住所	業績の名称
1	<small>みやむら</small> 宮村 弦 (個人)	島田市湯日	墨象作家業

しまだ市民遺産審査委員会委員の委嘱又は任命について

しまだ市民遺産審査委員会委員について、次のとおり報告します。

- 1 委嘱又は任命年月日 平成27年12月1日
- 2 任 期 平成27年12月1日からしまだ市民遺産認定の日まで
- 3 委嘱又は任命する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	まつだ しげかず 松田 茂和	島田市金谷新町	団体推薦 (島田市観光協会)
新	すずき たかゆき 鈴木 隆之	島田市金谷本町	団体推薦 (島田市商工会)
新	さくま しょうじ 佐久間 章次	島田市日之出町	団体推薦 (島田市商工会議所)
新	もりさわ むねひこ 森澤 宗彦	島田市中心町	団体推薦 (島田市文化協会)
新	はらみいし よしつぐ 孕石 吉嗣	島田市本通七丁目	観光ボランティア (島田地区)
新	うえの おきむ 植野 修	島田市金谷栄町	観光ボランティア (金谷地区)
新	たきはな きよし 瀧花 喜代司	島田市川根町家山	観光ボランティア (川根地区)
新	いが ちづこ 伊賀 千鶴子	島田市伊太	博物館ボランティア
新	おおいし たけよし 大石 武義	島田市阿知ヶ谷	前島田市百人会議代表
新	わたなべ ふじお 渡辺 富士雄	島田市金谷代官町	前島田市百人会議委員
新	つちや よしあき 土屋 義明	島田市	観光課
新	おおいけ しんじ 大池 信司	島田市	都市計画課
新	まつした ひろき 松下 弘希	島田市	広報課
新	たきが げんた 瀧賀 玄太	島田市	地域づくり課

4. 選任事由 しまだ市民遺産審査委員会設置に伴う選任

島田市音響機材使用要領について

島田市音響機材使用要領について定めたので、次のとおり報告します。

島田市音響機材使用要領

(目的)

第1条 この要領は、市民文化力の向上を目指し、市内において各種文化事業等を開催する者に対し、市が所有する音響機材の使用について、必要事項を定めるものとする。

(使用対象者)

第2条 機器は、次に掲げる者が主催する事業において使用できる。ただし、営業を目的として行う事業については原則使用できない。

- (1) 街角ライブ事業に登録されている団体または個人
- (2) 文化振興を目的に活動している団体
- (3) 自治会、町内会、NPO団体、ボランティア団体
- (4) その他、教育長が認める団体または個人

(使用機材)

第3条 使用できる機材は、別表1に記載された機材とする。

(使用期間)

第4条 1回の使用にあたっての使用期間は、1週間以内とする。

(申請及び許可)

第5条 貸出・返却については、音響機材使用申請書(様式第1号)を教育長に提出する。

2 教育長は、使用が妥当であると認めたときは、音響機材使用許可書(様式第2号)を申請者に発行する。

(音響機器の使用)

第6条 許可を受けた者が音響機材を使用するにあたって、市が所有する物の他に必要な機材がある場合は、使用者で準備するものとし、使用する場合は次のことを遵守すること。

- (1) 許可を受けた者は、文化課担当者と入念な打合せを行うこと。
- (2) 音響機材の操作にあたっては、市が主催する操作技術研修会などに参加し、必要な知識を持っている者が行うこと。
- (3) 音響機材の操作については、操作する者の経験の有無を文化課に報告し、承諾を得ること。費用が発生する場合は、使用者が負担するものとする。
- (4) 音響機材の搬入・搬出については、文化課が指定する場所・時間に従って行うこと。

(破損・紛失したときの取り扱い)

第7条 使用者が音響備品を破損・紛失したときの対応は、次のとおりとする。

- (1) 破損または紛失の理由が、使用者の故意または重大な過失と認められるときは、使用者が費用負担し、修繕若しくは購入するものとする。
- (2) 破損または紛失の理由が、予期せぬ不具合や経年劣化等の不可抗力である場合は、

使用者と文化課が協議し修繕を行う。その場合の費用負担も協議による。

(貸出の取消し)

第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があると認められるとき。
- (2) 貸出の舞台備品を破損したとき。または、破損の恐れがあると認められるとき。
- (3) 舞台備品の使用にあたって、他に迷惑や危害を与える恐れがあると認められるとき。
- (4) その他教育長が取り消すことが適当と認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により貸出を取り消したときは、音響機材使用許可取消通知書(様式第3号)により、該当者に通知するものとする。

(貸出の庶務)

第9条 音響機材に関する庶務は、島田市教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(別表1) 第3条関係

音響機材一覧表

符号	品名	主な使用方法	数量
1	ミキシングコンソール	ミキシング	1
2	CDプレーヤー	CD再生	1
3	録音機器	録音	1
4	マルチエフェクトプロセッサ	リバーブ	1
5	グラフィックイコライザー		2
6	パワーアンプ (350W)	メイン・サブスピーカー用	1
	パワーアンプ (100W)	モニタースピーカー用	1
7-1	ワイヤレス受信機		2
7-2	送信機 (マイクロフォン)		2
8-1	マイク (SHURE 58)	ボーカル用	6
8-2	マイク (SHURE 57)	楽器用	5
8-3	マイク (SHURE 565SD-LC)	MC用	2
8-4	マイク (SHURE BETA52A)	ボーカル用	1
9-1	マイクスタンド (ブーム型)		14
9-2	マイクスタンド (ショートブーム型)		4
10-1	スピーカー	メイン・サブ	4
10-2	スピーカー	モニター	2
10-3	スピーカースタンド		6
11	ダイレクトボックス		4
12-1	コネクタボックス		2
12-2	マルチケーブル		1
13-1	マイクケーブル (10m)		14
13-2	マイクケーブル (5m)		30
14-1	スピーカーケーブル (30m)		2
14-2	スピーカーケーブル (20m)		4
14-3	スピーカーケーブル (5m)		4

音響機材使用申請書

島田市教育長

使用団体名

使用代表者名

代表者住所

代表者連絡先

— —

下記の音響機材を使用したいので申請します。

符号	品名	主な使用方法	既存数量	使用数量
1	ミキシングコンソール	ミキシング	1	
2	CDプレーヤー	CD再生	1	
3	録音機器	録音	1	
4	マルチエフェクトプロセッサ	リバーブ	1	
5	グラフィックイコライザー		2	
6	パワーアンプ (350W)	メイン・サブスピーカー用	1	
	パワーアンプ (100W)	モニタースピーカー用	1	
7-1	ワイヤレス受信機		2	
7-2	送信機 (マイクロフォン)		2	
8-1	マイク (SHURE 58)	ボーカル用	6	
8-2	マイク (SHURE 57)	楽器用	5	
8-3	マイク (SHURE 565SD-LC)	MC用	2	
8-4	マイク (SHURE BETA52A)	ボーカル用	1	
9-1	マイクスタンド (ブーム型)		14	
9-2	マイクスタンド (ショートブーム型)		4	
10-1	スピーカー	メイン・サブ	4	
10-2	スピーカー	モニター	2	
10-3	スピーカースタンド		6	
11	ダイレクトボックス		4	
12-1	コネクタボックス		2	
12-2	マルチケーブル		1	
13-1	マイクケーブル (10m)		14	
13-2	マイクケーブル (5m)		30	
14-1	スピーカーケーブル (30m)		2	
14-2	スピーカーケーブル (20m)		4	
14-3	スピーカーケーブル (5m)		4	

機材操作者氏名

操作経験の有無 有 ・ 無

音響機材使用許可書

様

島田市教育長（文化課）

下記の音響機材の使用を許可します。

符号	品名	主な使用方法	既存数量	使用数量
1	ミキシングコンソール	ミキシング	1	
2	CDプレーヤー	CD再生	1	
3	録音機器	録音	1	
4	マルチエフェクトプロセッサ	リバーブ	1	
5	グラフィックイコライザー		2	
6	パワーアンプ (350W)	メイン・サブスピーカー用	1	
	パワーアンプ (100W)	モニタースピーカー用	1	
7-1	ワイヤレス受信機		2	
7-2	送信機 (マイクロフォン)		2	
8-1	マイク (SHURE 58)	ボーカル用	6	
8-2	マイク (SHURE 57)	楽器用	5	
8-3	マイク (SHURE 565SD-LC)	MC用	2	
8-4	マイク (SHURE BETA52A)	ボーカル用	1	
9-1	マイクスタンド (ブーム型)		14	
9-2	マイクスタンド (ショートブーム型)		4	
10-1	スピーカー	メイン・サブ	4	
10-2	スピーカー	モニター	2	
10-3	スピーカースタンド		6	
11	ダイレクトボックス		4	
12-1	コネクタボックス		2	
12-2	マルチケーブル		1	
13-1	マイクケーブル (10m)		14	
13-2	マイクケーブル (5m)		30	
14-1	スピーカーケーブル (30m)		2	
14-2	スピーカーケーブル (20m)		4	
14-3	スピーカーケーブル (5m)		4	

機材操作者氏名

音響機材使用取消通知書

様

島田市教育長（文化課）

下記の音響機材の使用許可を取り消します。

符号	品名	主な使用方法	既存数量	使用数量
1	ミキシングコンソール	ミキシング	1	
2	CDプレーヤー	CD再生	1	
3	録音機器	録音	1	
4	マルチエフェクトプロセッサ	リバーブ	1	
5	グラフィックイコライザー		2	
6	パワーアンプ (350W)	メイン・サブスピーカー用	1	
	パワーアンプ (100W)	モニタースピーカー用	1	
7-1	ワイヤレス受信機		2	
7-2	送信機 (マイクロフォン)		2	
8-1	マイク (SHURE 58)	ボーカル用	6	
8-2	マイク (SHURE 57)	楽器用	5	
8-3	マイク (SHURE 565SD-LC)	MC用	2	
8-4	マイク (SHURE BETA52A)	ボーカル用	1	
9-1	マイクスタンド (ブーム型)		14	
9-2	マイクスタンド (ショートブーム型)		4	
10-1	スピーカー	メイン・サブ	4	
10-2	スピーカー	モニター	2	
10-3	スピーカースタンド		6	
11	ダイレクトボックス		4	
12-1	コネクタボックス		2	
12-2	マルチケーブル		1	
13-1	マイクケーブル (10m)		14	
13-2	マイクケーブル (5m)		30	
14-1	スピーカーケーブル (30m)		2	
14-2	スピーカーケーブル (20m)		4	
14-3	スピーカーケーブル (5m)		4	

取消理由